

片桐敏榮 坂西哲昌 弁護士の
法律事務所



農家の法律相談

第5回

生産者通信

NPO法人
米マーケティングセンター
定価 100円(送料込)

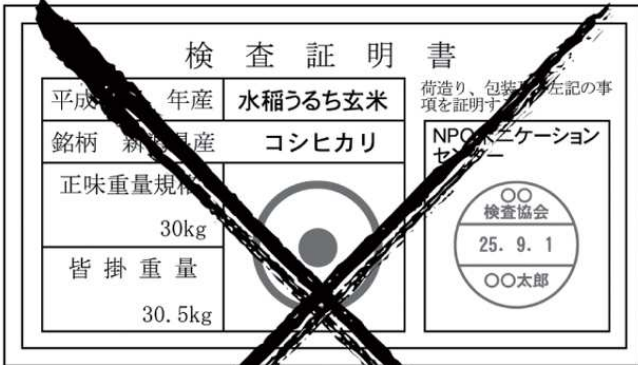
【回答】
1 確かに、使用済みの空き袋は非常に丈夫で容量もあり、くず米や割れ米を保管したりするのに非常に便利です。もっとも、このような

【質問】
私は稲作農家です。私は、お米を自家販売しており、お米の使用済みの空き袋(一空袋)が大量に出ます。使用済みの空き袋は容量もあり非常に丈夫ですので、くず米や割れ米等を保管したりするの非常に重宝しています。先日、この使用済みの空き袋を再利用する場合に、適切な処置をしないで再利用すると罰則が課せられると、のこすを小耳にはさみました。具体的にどういふことなのか教えてください。

再利用には注意が必要です。農産物検査法上、検査証明が表示してある使用済みの空き袋を再利用する場合には、農産物検査証明書を除去又は抹消した後に、再び農産物の包装として使用してはならないとされています。このような規制があるのは、農産物検査による証明の悪用を防ぎ、

農産物の公正かつ円滑な取引を確保するためです。この農産物検査証明書の除去又は抹消の方法としては、農林水産省では、左の図のように検査証明書欄及び検査請求者記載欄全体にはっきりと×印をして抹消する方法を推奨しています。

更に、農産物検査証明書を除去又は抹消せず
に再び農作物の包装として使用してしまうと、10万円以下の罰金が科せられることとなります。



農産物検査証明書欄の除去又は抹消の方法

検査請求者欄
検査請求者 ○○ ○○○
住所 △△県△△△△△△
代理 ○○ ○○
住居地 △△県△△△△△△
生産地 新潟県
種名 (コシヒカリ)

■ 農林水産省ホームページ
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/kamitai/index.html>

プロフィール

弁護士 坂西 哲昌

(片桐敏榮法律事務所
(三条市)所属)



米どころ新潟で日本一の農業派弁護士を目指す、悩める農家の味方。剣道三段。竹刀の代わりにペンと鎌で問題を解決。農家の皆さま、法律相談などお気軽にお越しください。詳細はホームページで。

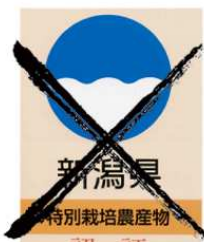
◇ ホームページアドレス ◇◇◇◇
<http://nttbj.itp.ne.jp/0256347731/index.html>

新潟県燕市出身
平成19年日本大学大学院法務研究科卒業
平成21年弁護士登録
(有)エコ・ライス新潟取締役

「坂西哲昌弁護士の農家の法律相談！」

農業に関する疑問点や相談事など、どんな些細なことでもお答えします！
秘密厳守、実名は伏せて掲載いたします。

お問い合わせ 0258-66-0070 まで



事務局追記
JASシールや県特裁シールも×印をして不正使用を防止するようにしましょう。